

# 「家」のない子どもたちの避難所

—カリヨン子どもセンター—

親子関係のこじれ、虐待、少年事件を起こし、家庭裁判所での審判を受けるものの、家庭から引き取りを拒否されるなど、さまざまな事情で帰る家のない義務教育終了後の子どもたちを受け入れるシェルター（一時避難所）「カリヨン子どもの家」が2004年6月、国内で初めて東京都内に開設されました。\*カリヨン子どもセンター理事長にお話をお伺いしてきました。

※印は「ことば解説」参照

## 「教育虐待」とは

「教育虐待」という言葉は、外向けにアピールするために創った言葉ではありません。カリヨン子どもセンターをオープンしたら、経済的に恵まれた教育熱心な親に育てられている高校生たちも逃げてきたのです。学力習熟や進学校をめぐる過剰な干渉や強制によって、精神的に追い詰められている子どもたちでした。これは、通常の虐待（身体的・精神的・性的・経済的・\*ネグレクト）の範ちゅうにはない想定外の出来事でした。カリヨンでは教育という名のもとに行われる虐待として、「教育虐待」と呼んでいたのです。その後、カリ

②

ヨンの紹介記事で記載されたり、研究者も使用したりするようになっていきます。

教育熱心な親たちは、以前からいました。きっとそのなかには親による子どもへの暴言や暴力もあつたと思います。大人側から見ると教育熱心な親であっても、被害を受けている子どもの側から見ると「虐待」になるわけです。実態が大きく変わったということではありません。

## 子どもたちのSOS

教育虐待を受けている子どもたちは、なかなか児童相談所の対応対象とならず、「虐待」と誰も認めてくれないので逃げ場がありませんでした。高校生くらいになり、家を出ようと決心した子どもたちがカリヨンに逃げてきます。

「もう家には居られない」と学校の先生やスクールカウンセラーに相談することで、「\*子どもの人権一〇番」や児童相談所などを通じてカリヨンに入所してくるケースが多いです。

さまざまな困難を抱えてカリヨンに避難してく

る子どもたちの4分の3は女子です。男子は問題行動を起こすことでSOSを出し、第三者が介入できる場合が多いのではないかと思います。女子は家を出たら性被害などに遭う可能性が高いため、なかなか家を出ることができません。ギリギリまで家で耐えている場合が多いようです。

## 保護者への支援

カリヨンでは子ども一人一人の弁護士が、代理人としてつきます。そして、子どもの考えていることをよく聞き、親との話し合いを行います。子ども自身が手紙を書いて親に気持ちを伝えることもあります。

弁護士は親を指導したり責めたりするのではなく、子どもの代弁者として、子どもの苦しみを分かちあけて下さいという姿勢で臨んでいます。親がどうしてそこまでしなければならなかったのかという気持ち、大変さを聞き取ることも努めます。

進路問題でぶつかっている場合には、親の人生と子どもの人生は別で、子どもの人生は子どものものであるということを伝えます。両親とも学歴偏重、いい学校に行くことが子どもの幸せと信じ込んでいる場合が多いのです。子どもの命より学歴が大事と錯覚している親もいます。父親の協力なしに母親が一人で頑張っている場合もあります。さまざまなケースがありますが、いずれも、両親・祖父母など家族関係のひずみが最終的に子



坪井節子さん

弁護士。1987年より東京弁護士会、日本弁護士連合会、児童虐待防止センターなどで、子どもの権利救済活動に携わっている。

どもに負担をかけてしまっているといえましよう。家族の後ろ盾をなくしてしまった子どもたちは、自身で社会的自立を目指さねばなりません。

## 子どもたちの社会的自立のために

家族の支援が受けられなくなった子どもたちのなかには、高校中退のケースも多くあります。そんな子どもたちが、再び学校に通い高校卒業の資格がとれるようなチャンスや、希望すれば大学や専門学校に行けるような支援システムが欲しいと思います。奨学金制度の多くは、親がいる子どもが対象です。自分で住居や生活費や学費を工面しなければならぬ子どもたちへの奨学金制度はなかなかありません。親の支援を受けられない子への※「劣等処遇感」を変えてほしい、といいたいのです。親ができないのだから社会が援助するべきでしょう。

## 一人ひとりができること

まずは、子どもに対する姿勢を変えて欲しい。多くの大人が子どもの側に立って話を聞いていないのではないのでしょうか。トラブルを起こしている子どもは必ず悲しみや苦しみを抱えています。その苦しみは何なのだろう、どうしてそういうことをしてしまふのだろう、という思いで聞いてあげて欲しい。そのうえで自分には何ができるだろうか、と考えてみましょう。目の前で苦しんでいる一人を助けることができれば、システムが変わっていく、新たな制度ができていく起点になるかもしれないのです。

## ことば解説

### カリヨン子どもセンター

子どもたちのための民間シェルターの必要性を感じていた弁護士、児童福祉関係者、市民らにより設立された。子どもたちが緊急に逃げ込むための子どもシェルター「カリヨン子どもの家」と、就労し自立を目指す子どもたちの生活の場所である自立援助ホームの運営、カリヨンの施設に来た子どもたちのデイケア事業を行っている。

### ネグレクト

養育を放棄すること。不潔なまま放置する、食事を与えない、車内に放置する、同居人による児童虐待を保護者が放置するなど。

### 児童相談所

子どもに関する専門相談機関。昭和22年制定の児童福祉法にもとづき都道府県に設置されている。同法第4条の、この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいうとの規定により、児童相談所が対応する子どもは18歳未満に限定される。

### 子どもの人権110番

東京弁護士会が行っている電話相談。(03・3503・0110) いじめ・不登校・体罰・虐待等、子どもの人権に関する全ての事柄を扱う。※名称を同じにする相談を、法務局でも実施している。

### 劣等処遇

「保護される者の生活は自立して生きる労働者の最下層の生活よりも劣るべき」という20世紀前半イギリス法上の考え方。法律上では否定されるが、通念上残っているといわれる。この考えからすると、家族の支援を受けられない子どもたちは我慢すべき(進学をあきらめて就労すべき)とされ、進学の機会を奪われる。

③

## わたしの転機

市役所に入って市長から「あなたの配属先は本多児童館です」といわれた時、わくわくしたことを覚えています。それまで小さい子どもと関わる機会はありませんでしたが、これから知っていけばよいのだという気持ちでした。半年くらい経った頃、ありのままで心がつながればよいのだと思うようになりました。今の子どもたちは学校・公園などどこでもルールに囲まれています。児童館は子どもが素のありのままにいられる場所でありたいと思い、本当に危険なこと、人を傷つけるようなこと以外はできるだけ制限せず、自分で経験して学んでいけるようにしています。

時には子どもから、さびしさや認めてほしいとい

### 本多児童館 有田元之さん

う思いを感じることがあります。一人ひとりに目を向けて、「きみを見ている」という安心感をもたせるとともに、子どもの立場に立って話を聞くことの大切さを痛感しています。

子どもは善悪を超えて「童心(生きる・がんばる活力)」をもっていると思います。それがあからキラキラ輝ける。童心は大人のなかにもあると思います。

まだまだ毎日気づくことがいっぱいです。僕にとっては毎日が転機です。

